

## 令和6年第2回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和6年12月23日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和6年12月23日(月) 14時32分宣告
4. 閉会(閉議) 令和6年12月23日(月) 16時24分宣告
5. 出席議員  
1番 川本 息生            8番 池田 賢治            13番 須山 隆  
2番 石橋 良行            9番 前田 芳樹            14番 石田 茂春  
5番 村上 謙武            10番 仲吉 正  
6番 西尾 幸太郎          12番 吉田 雅紀
6. 欠席議員  
3番 安部 大助            7番 松新 俊典  
4番 村尾 茂樹            11番 古濱 正之
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名  
広域連合長 池田 高世偉            介護保険課長            上野 俊之  
副広域連合長 大江 和彦            隠岐島前病院事務部長            中尾 清司  
同 坂 栄一秀            隠岐病院副院長            齋藤 英典  
同 平木 伴佳            同 総務課長            山崎 章  
同 内田 伸治            同 経営課長            原 幸一  
同 川崎 康久            診療所事務長            野津 晶  
事務局長 齋賀 光成            消防長            田中 勤  
総務課長 和田 哲也            消防次長            田中井 和幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名  
議会事務局長 藤野 則子            書記 高井 美雪
9. 会議録署名議員  
2番 石橋 良行            5番 村上 謙武
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項  
(1) 広域連合長提出議案の題目  
同意第1号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について  
議第57号 隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例  
議第58号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
議第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いしご挨拶いたします。

## 《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和6年第2回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告のとおりであります。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 14時32分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「2番・石橋良行」議員、「5番・村上謙武」議員を指名いたします。

### 日程第2. 会期の決定

日程第2. 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日12月23日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、12月23日、1日間と決定いたしました。

### 日程第3. 諸般の報告

日程第3. 「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参照願います。

### 日程第4. 議案上程

日程第4. 「議案上程」の件を議題といたします。

議案上程に先立ちまして、隠岐広域連合長よりご挨拶をいただきます。

#### ○ 番外 (池田広域連合長)

令和6年第2回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第2回議会臨時会を招集させていただきましたが、ご出席賜り誠にありがとうございます。

早いもので、令和6年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と増して参りましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、去る 11 月 18 日に執行されました隠岐広域連合長選挙におきまして、広域連合長の職を再び任されることになりました。構成団体である島根県知事を始め、他の町村長のご推挙を賜り、身の引き締まる思いであります。引き続き住民の皆様方の「安全・安心な生活」の確保に向け、全身全霊、より一層の情熱をもって取り組んで参る所存でございます。

また、任期満了に伴う知夫村長選挙においては、平木伴佳氏が再選されました、ここに改めましてお祝いを申し上げます。

本日、副広域連合長選任同意をお願いすべく議案を上程させていただいておりますが、引き続き隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、隠岐広域連合長の再任にあたり、私は、隠岐島の住民の方々が安心して暮らせるため、また、隠岐広域連合発展のために、医療・介護の充実、隠岐航路の維持並びにサービスの向上、防災力の強化、更には保健福祉等々の課題解決に向け、引き続き力強く取り組んで参ります。

取り分け、医療と隠岐航路の課題については、隠岐島のみならず、条件不利地域である全国の離島においても定住の根幹をなす最大の政策課題であり、全国離島振興協議会を中心に、全国の離島町村と共に政府当局、国当局へ強く働きかけ、これらの充実を図る所存でございます。

執行部一同、島民の皆様方の命と健康、地域社会を維持していくため、関係機関一丸となって隠岐広域連合の役割を果たして参る所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本臨時会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

#### ○議長（石田 茂春）

同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意については、「平木伴佳」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

「平木伴佳」氏の退場を求めます。

只今、議題となりました同意第 1 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

#### ○番外（池田広域連合長）

それでは、同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」であります。平木副広域連合長の任期が、11 月 13 日で満了となりましたが、引き続き知夫村長に当選されました「平木伴佳」氏を、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、隠岐広域連合規約第 12 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。何卒よろしくお願いいたします。

#### ○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

## 日程第 5. 採決

日程第 5. これより「採決」を行います。

同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

「平木伴佳」氏の入場を許します。

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

「平木伴佳」氏に、就任の受託挨拶をお願いいたします。

### ○ 番外 (平木副広域連合長)

ただいま、副広域連合長に選任同意いただきました、知夫村長の平木でございます。

私も連合長と同様、3 期目を迎えております。

今回副連合長を拜命するに当たりまして、私が思っているところを申し述べさせていただきますと思います。

まず、隠岐広域連合が持つ役割等の意義を常に頭に置いて連合長を補佐し、執行部並びに議会の皆様方と力を合わせて、四島共通の諸課題の解決と隠岐諸島発展のために、微力ではございますが尽力させていただきますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして副連合長の選任にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ○議長 (石田 茂春)

## 日程第 6. 議案上程

日程第 6. 「議案上程」の件を議題といたします。

議第 57 号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」から、議第 72 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算 (第 3 号) までの 16 案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、16 案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

### ○ 番外 (池田広域連合長)

それでは、議第 57 号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」から議第 72 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算 (第 3 号)」までの 16 案件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議第 57 号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げま

す。

隠岐島消防署知夫出張所における配置職員の増に伴い、消防職員の定数を 69 人から 71 人に改正するものであります。

施行期日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第 58 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考とし、一般職の任期付職員の給料表及び期末手当の支給率について一部改正するものであります。

施行期日は、公布の日からとし、給料表及び期末手当の支給率に関する改正は令和 6 年 4 月 1 日から適用し、特定任期付職員業績手当の廃止、勤勉手当の支給、期末手当の支給割合の配分に関する改正の施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものであります。

次に、議第 59 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考に、一般職の職員の給料表及び期末手当の支給率について一部改正し、併せて、管理職員特別勤務手当を新設するものであります。

施行期日は、公布の日からとし、給料表及び期末手当の支給率に関する改正は令和 6 年 4 月 1 日から適用し、期末手当の支給割合の配分に関する改正及び管理職員特別勤務手当の新設については、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とするものであります。

次に、議第 60 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

職員が、大規模災害が発生した被災地等に派遣されて業務に従事した場合に、災害応急作業等手当が支給できるように人事院規則に準じて一部改正するものであります。

施行期日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第 61 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

正規職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表について一部改正するものであります。

施行期日は、公布の日からとし、給料表に関する改正は令和 6 年 4 月 1 日から適用するものであります。

次に、議第 62 号「隠岐広域連合立隠岐島前病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐島前病院の病床区分の見直しに伴い、条例に規定する病床数について所要の改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日からとし、令和 6 年 8 月 1 日から適用するものであります。

次に、議第 63 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関

する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考とし、暫定再任用職員に住居手当が支給できるよう一部改正するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日からとするものであります。

次に、議第64号「財産の取得の変更について（隠岐病院総合医療情報システム）」についてご説明申し上げます。

令和6年5月31日付で「株式会社サンネット」と締結した隠岐病院総合医療情報システム売買契約について、ソフトウェア及び機器等の追加購入が必要となったことから、売買変更契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものであります。

次に、議第65号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、給与改定に伴い人件費を349万円増額し、仁万の里管理費において、給湯器の更新及び空調設備の修理に伴い、工事請負費を355万8,000円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ704万8,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ24億3,490万8,000円とするものであります。

次に、議第66号「令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、給与改定に伴い人件費を295万2,000円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ295万2,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億2,772万4,000円とするものであります。

次に、議第67号「令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、医業費用において、給与改定に伴い給与費を8,137万1,000円増額するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するものであり、資本的支出において、建設改良費のうち施設設備整備費を入札減により468万3,000円減額し、有形固定資産購入費を電子カルテシステム更新の事業費増に伴い1,038万1,000円増額するものであります。また、資本的収入は、建設改良費の増減に伴い企業債を1,100万円増額し、出資金を512万6,000円減額するものであります。

補正予算第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与

費を増額するものであります。

次に、議第 68 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い人件費を 271 万円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 271 万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 2,688 万 1,000 円とするものであります。

次に、議第 69 号「令和 6 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い人件費を 551 万 5,000 円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 551 万 5,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 3,363 万 4,000 円とするものであります。

次に、議第 70 号「令和 6 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い人件費を 581 万 9,000 円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 581 万 9,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 3,896 万 5,000 円とするものであります。

次に、議第 71 号「令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い人件費を 208 万 5,000 円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 208 万 5,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6,604 万 5,000 円とするものであります。

次に、議第 72 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、給与改定に伴い人件費を増額し、梯子車のスノータイヤ交換に伴い需用費を増額するものであります。

事業費の消防事業費において、島前分署施設整備費では、造成工事盛土範囲の拡大に伴い委託料及び工事請負費を増額するものであります。



歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 5,193 万 1,000 円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ 14 億 8,332 万 3,000 円とするものであります。

第 2 表の繰越明許費につきましては、島前分署施設整備事業及び海士出張所施設整備事業について、翌年度に繰り越して使用する必要が生じたため、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、計上するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

#### ○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

#### 日程第 7. 質疑

日程第 7. これより「質疑」を行います。

議第 57 号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」から、議第 72 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）までの 16 案件について質疑を行います。

最初に、議第 57 号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

#### ○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 57 号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、救急隊の編成は消防法施行令で、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 名以上をもって編成しなければならないと定められておりますが、現在知夫出張所においては、配置人員の関係上、平日の日中は 3 名、夜間休日においては 2 名の乗車で対応している状況にあります。

常時 3 名乗車とするように、職員定数の見直しを行い、令和 7 年度から人員配置の変更を行うため、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点は、消防職員の定数を 69 人から 71 人とするものでございます。

施行期日は、公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

#### ○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 57 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 58 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、議第 59 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議第 61 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議第 63 号「地方公務員法の

一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」の4案件につきましては、関連がありますので一括して質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

#### ○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第58号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、議第59号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議第61号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」の4案件についてご説明させていただきます。

これら4案件につきましては、令和6年度人事院勧告及び島根県人事委員会勧告に基づき、国や構成団体において、給与改定が行われたことを踏まえ、隠岐広域連合におきましても、これらを参考に、給与改定を行うものでございます。

まず、議第58号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、条例改正の要点は、1点目が、特定任期付職員の給料表につきまして、各号給を1万2,000円から2万5,000円引き上げるもので、2点目は、期末手当の支給割合を0.05月引き上げて3.45月とするもので、3点目、4点目は、令和7年度からは、勤勉手当を支給できるようにし、期末勤勉手当の支給割合をそれぞれ年1.9月と1.55月とするもので、5点目は、特定任期付職員の業績手当を廃止するものでございます。

施行期日は公布の日からとし、給料表と期末手当の支給割合の改正は、令和6年4月1日から適用し、勤勉手当の支給と期末勤勉手当の支給割合の配分に係る改正、業績手当の廃止は令和7年4月1日からとするものでございます。

次に、議第59号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、条例改正の要点は、1点目が、給料表の高卒程度に係る初任給を2万1,400円、大卒者に係る初任給を2万3,800円引き上げ、これを踏まえて、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を段階的に減らす形で引き上げるもので、2点目は、期末勤勉手当の支給割合を一般職員は0.1月引き上げて4.6月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月引き上げて2.4月にするもので、3点目は、扶養手当の支給額について配偶者は段階的に廃止し、子は段階的に引き上げるものです。4点目は、定年前再任用短時間勤務職員にも住居手当を支給できるようにするもので、5点目は、時間外手当の支給対象外である管理職員が休日や夜間に臨時または緊急の必要により勤務した場合に手当が支給できるよう、管理職員特別勤務手当を新設するものでございます。

施行期日は公布の日からとし、給料表の改正と、期末勤勉手当の支給割合の適用は令和6年4月1日、期末勤勉手当の支給割合の配分に係る改正、扶養手当の支給額の変更、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当の支給、管理職員特別勤務手当の新設については、令和7年4月1日からとするものでございます。

次に、議第 61 号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、こちらは、議第 59 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を参考に、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点は、給料表について、会計年度任用職員に適用する給料表を、正規職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日からとし、適用は令和 6 年 4 月 1 日とするものでございます。

議第 63 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、条例改正の要点は、暫定再任用職員に住居手当を支給できるよう、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からとするものでございます。

新旧対照表をつけておりますが、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」とは、定年の段階的引き上げに伴い、関係条例を一括して改正するための条例であり、令和 5 年 3 月の議会において可決をいただいたものであります。

「職員の給与に関する条例の一部改正」に伴う経過措置として、附則の 35 号に、暫定再任用職員に適用しない手当を給与条例の第 10 条から第 13 条と規定しており、第 13 条に当たるのが住居手当でございます。これについて今回改正をするものでございます。

次に、大変申し訳ございません。議案第 63 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」の一部を改正する条例の施行日についてでございますが、この条例は公布の日からとするというふうに記載をしております。先ほどの提案理由、それから私の説明で、令和 7 年 4 月 1 日からするというところでご説明をさせていただきました。議案書の方が誤ってございます。これについては、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からという形で実施をしたいというふうに考えております。お願いいたします。

#### ○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 60 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

#### ○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 60 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、総務省及び消防庁より、大規模災害等の発生時における災害応急作業等手当の適切な支給について通知があったことから、隠岐広域連合職員においても人事院規則を参考に、被災地等に派遣されて業務に従事する職員に対し、同手当が支給できるように、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点は、大規模災害等の発生時に、被災地等に派遣されて業務を行う職員に対する手当として、災害応急作業等手当を新設するもので、支給額は、被災地において行う災害警備、遭難救助または医療の提供に関する作業に従事したときは、日額 840 円、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域において行う災害応急対策に係る事務等に関する作業に従事した時は日額 710 円、大規模災害として人事院が認めた災害にかかる作業に従事した時は、日額 1,080 円とするもので、隠岐広域連合においては、隠岐病院の DMAT、隠岐消防の緊急消防援助隊の派遣を想定しております。

施行期日は公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 60 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 62 号「隠岐広域連合立隠岐島前病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

それでは、議第 62 号「隠岐広域連合立隠岐島前病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

隠岐島前病院におきましては、看護師及び看護助手不足の影響により、病棟の看護職員に係る配置基準を守ることが困難な見通しとなったため、この 8 月より、従来の一般病床 20 床、療養病床 24 床の体制から療養病床 44 床へ変更を行いました。この病床区分の見直しに伴い、条例に規定する病床数について、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点につきましては、一般病床数を削除し、療養型病床を 24 床から 44 床と改めるものであります。

施行については、公布の日からとし、令和 6 年 8 月 1 日から適用するものでございます。

この改正につきましては、本来であれば病床区分変更前に行うべきものでございましたが、議会への提案が遅れましたこととお詫び申し上げます。以上でご説明を終わります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 62 号について質疑はございませんか。

○12 番（吉田 雅紀）

今のことですけど、今後についてですね、看護師不足が解消されたら、また元のように戻りたい、そのための努力をするという理解でよろしいでしょうか。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

吉田議員のおっしゃるとおり、今後看護職員が確保できましたら、従来の体制に戻したいと考えております。

○12 番（吉田 雅紀）

よろしくをお願いします。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○10 番（仲吉 正）

隠岐島前病院の病床数の変更についてお尋ねいたします。

私も 10 月に初めて隠岐島前病院に入院させていただきました。私が入院したときには、地域包括ケア病床というのがございまして、それが当時は 18 床か 16 床だったと思うんですけど、すべてが療養病床となるわけですけど、私らの場合は、療養病床そのものには入院できないと思うんですけど、この詳細について説明をいただきたいと思います。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

ただいまのご質問にお答えいたします。大きな区分で言いますと、一般病床、それから療養病床という区分がございまして、仲吉議員がおっしゃいました、地域包括ケア病床という区分につきましては、一般病床、それから療養病床、どちらの中に入れてもいいという基準になっております。基本的には 60 日間で退院できる方を地域包括ケア病床に入らせていただくという流れになっております。

従来と変わらず、救急の受け入れはこの地域包括ケア病床を活用し、従来と変わりなく、受け入れをさせていただいているところでございます。

○10 番（仲吉 正）

安心しました。以上です。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 64 号「財産の取得の変更について（隠岐病院総合医療情報システム）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

電子カルテシステム更新事業につきまして、補正予算の増額につきましては後程ご説明申し上げますが、概要にございますように、当初予算において 4 億円を計上し、先ほど申し上げましたように、9 月の第 1 回臨時会で議決いただきました、財産の取得につきまして第 1 次納品分として、システム本体と端末等の更新について、3 億 1,900 万円で締結したところでございます。

今回、第 2 次納品分としまして概要の後段にございますが、サイバーセキュリティ対策及び、電子処方せんマイナンバーカードなど、国の制度改正に伴うもの、それから追加ソフトウェア等について、当初予定しておりました第 2 次納品分について、変更をお願いするものです。

それでは議案にお戻りください。

1.取得する財産、隠岐病院医療機器（隠岐病院総合医療情報システム）、変更の理由、ソフトウェア及び院内装置の更新による機器の追加機器購入に伴うもの、取得金額変更後といたしまして、6,765万円増額する3億8,665万円となり、契約相手方としては「株式会社サンネット」様になります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、お願いするものです。説明は以上となります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第64号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第65号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第65号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明させていただきます。

まず、歳出についてでございますが、総務費・総務管理費・一般管理費において、給与改定に伴い、人件費を234万8,000円増額するものでございます。超高速船フェリー管理費においても、給与改定に伴い、人件費を70万8,000円増額するものでございます。仁万の里管理費については、給与改定に伴う人件費の増及び工事請負費の増額に伴い、399万2,000円を増額するものでございます。

次に、仁万の里管理費における工事請負費の詳細についてでございます。

まず1点目が、給湯器の更新工事で、こちらは平成25年度の新施設建設時に設置をした7台の給湯器のうち、特殊浴槽に使用している給湯器が令和6年10月に熱交換機不良により使用不能となりました。機器設置から11年が経過しておりまして、当該給湯器の製造メーカーが業務用給湯器に関する事業を終了している状況にあります。このため修理対応ができなくなったというところで、290万8,000円の予算で更新をするものでございます。

2点目が、男性ユニット空調設備の修理工事でございます。こちらも新施設建設時に設置をした各ユニットのエアコンのうち、男性ユニットのエアコンが令和6年11月に室外機の四方弁不良により使用不能となっております。こちらは修理対応可能でございますので、予算66万円で修理を行うものでございます。

続きまして、歳入についてでございますが、歳出の増額に伴いまして、分担金及び負担金・構成団体負担金について増額をするもの、諸収入・雑入について、仁万の里派遣職員の人件費負担金として博愛から徴収するものについて、増額をするものでございます。

総括でございますが、歳入歳出それぞれ704万8,000円を増額し、24億3,490万8,000円と

するものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 65 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 66 号「令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 66 号「令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明させていただきます。

まず、下段の歳出についてでございます。総務費・総務管理費・一般管理費において、給与改定に伴い、人件費を 295 万 2,000 円増額するものでございます。

上段の歳入については、歳出の増額に伴い、分担金及び負担金・構成団体負担金の現年度分について増額をするものでございます。

総括でございますが、以上の結果、歳入歳出それぞれ 295 万 2,000 円を増額し、補正後の予算総額を 35 億 2,772 万 4,000 円とするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 66 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 67 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

それでは、隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

費用・給与費につきましては、本日上程しております「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」等に関連するもので、正規職員及び会計年度任用職員につきましては、給料、手当、報酬、それから法定福利費、退職給与引当、総額 8,137 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

詳細については後程ご説明申し上げますが、まず支出についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、施設整備費といたしまして、LED 工事、それからフィルターユニット更新工事、訪問介護ステーション改修工事につきまして、契約を減額といたしまして 468 万 3,000 円減額し、医療機器購入としまして、出退勤システム導入事業を 666 万 9,000 円減額し、電子カルテシステム関連として 1,705 万円を増額補正するもので、合計 569 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは詳細につきましてご説明申し上げます。

先ほどご説明申し上げましたとおり、電子カルテシステム更新事業につきまして、1次分と2次分を合わせまして、今回患者様の利便性向上や、医療の質の向上、業務効率化、人材確保、特に看護師の負担軽減を図るために、今年度多職種による医療DXチームを立ち上げ、医療DX整備計画を策定し、電子カルテシステムの更新と連動することで、経費の削減、効率効果的に対応できるとして、予算の範囲内4億円の中で対応することとして進めておりました。

医療DX整備計画につきましては、事前に議会のところで説明しておりませんでしたこと、大変不手際であり、申し訳ございませんでした。

医療DXのイメージ図につきましては、左側が患者さんのための利便性向上というところで計画しているところであり、一番下にございますネットから初診についての問診を行う、これについては、もう以前から導入しております。その上のところを今回から対応していくものでございます。

また、右側につきましては、他の医療機関、それから関係する機関と連動することで、より効率的な医療運営ができるものとして計画しているところでございます。

なお、この中の遠隔診療につきましては、現在も本土の医療機関、大学等からきておりますけれども、船の欠航、飛行機の欠航等につきましては、その時にも対応できるように、今試験的に隠岐病院の方に患者さんに来ていただいて、本土の大学の医師と繋いで今対応しているところでございます。この今回につきましてはその真ん中にございます隠岐病院の総合医療情報システムと関連する形で対応していきたいというところで、医療DXの効果といたしましては、先ほどありました患者満足度の向上、働き方改革による医療従事者の確保、経営の安定性等々を求めるもので、特にこれらを連動して一体的にやるために一番重要なのが、左側のそこにあります、赤字であります、院内スマホの導入ということになります。

現在、隠岐病院では院内のPHSを利用しておりますが、PHSにつきましては通話機能がほとんどであり、また、一般のPHSはもうすでに廃止され、院内構内で使えるPHSもいつまでこれができるかというところが不透明な状況にあります。

こういう点も含めまして、このスマホ化により、それぞれの医療機器と連動できるということがあり、患者情報等を的確に、どこにいても把握できるという形があります。そういう形で対応していきたいというところでございます。

また、生成AIにつきましては、これも業務負担の軽減というところで、特に、重要である看護記録、これらを生成AIにて対応できないかというところで、今年度から委託で対応していきたいというふうに考えております。

この生成AIの看護記録につきましては、全国的にも一番負担が大きいというところで、どう開発していくかっていうところを今話題になっているところではございます。

こういう点を含めまして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、今回、2.増額要因といたしまして、スマートフォン購入事業として2,996万円を



お願いするものです。これにつきましては、当初3年計画で移行していくという形で、今年度は病棟の看護師それから医師のみが対応していこうという形で計画しておりました。これらについて、構成自治体等々に説明した中で、今年度から3年で計画する場合に、来年度以降につきましては、全体事業費は一定程度かかるもの、スマートフォン購入が1体当たりの購入という単体工事になってしまいますので、起債等の充当ができない、そういうこともございまして、起債を借りた場合の後年度負担分をすべて計算というか検討した中でいきますと、一括購入の方が財源等も有利であるというところで、今回一括で整備したいという形で提案させていただいております。

(2)医療DXからネットワーク更新につきましては、それぞれのスマートフォンに導入するにあたり、いろんな形で連動していく形で連携していくというところで、そこにございますように特にナースコールの連携であり、それから生成AIそれからPROBEシステムの導入費用、これは患者情報が入院外手術対応、それから外来等で情報がバッチにてリアルタイムに収集できることから、入退院の調整或いはベットコントロール等対応できることにより、看護必要度、これをすぐにわかる形で安定した医療収入を上げられるというところでやっていきたいというところで考えているところでございます。

続きまして、事業費といたしましては、先ほど言いました電子カルテ更新事業として3億1,900万円、②電子カルテ更新事業、先ほど付帯費用として4,721万9,000円、それから医療DXに係る追加事業、5,083万1,000円の中のスマートフォン購入事業は、今回、一括という形で、増額になったところでございます。

建設改良補正費といたしましては、先ほど申し上げましたように、減額分と合わせて、トータル569万8,000円を増額するものでございます。

今回事業費といたしまして、起債のところ、病院施設整備事業で280万円の減額、医療機器等で1,380万円を増額するトータル1,100万円、また一般会計出資金としまして、過疎債相当分を512万6,000円減額する587万4,000円を補正として今回お願いするものです。

最後になりますが、第5条「議会の議決を経なければ流用することができない経費」としまして、人件費8,137万1,000円を増額するものです。説明としては以上となります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第67号について質疑はございませんか。

○12番（吉田 雅紀）

電子カルテシステムの方ですけども、中核病院ではこのDXっていうのは標準装備みたいなものでしょうか、それとも一歩先を行っているのでしょうか。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

多分、おそらく早い方ではないかなと思います。特にスマートフォン購入につきましては、県内では、公立邑智病院がすでに導入しております。ただこの前あいさつ回りしたときに、県立中央病院等もその導入に向けて検討して今後進んでいこうというところで一番大きいの

は、その部分であろうかなあと思っております。それぞれ先ほど言いましたように 52 ページにありますようなシステム、これらはですね、順番的にどこも入っているというところになっております。以上です。

○12 番（吉田 雅紀）

もう 1 点、ちょっと細かいことですが、生成 AI の開発費用が相当かかるんじゃないかと思うんですけど、こんなに安いものなんですかね。これ自体の単体の予算は出てないんですけど。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

生成 AI については、3 年間委託という形で、トータル 500 万円ぐらいのところで業者と話をしております。それぐらいでできるんじゃないかということも含めて今後も委託としてそういうことが続いていくのかなと思っておりますので、1 回で大きく金額が変わることないように対応しようと思っております。

○12 番（吉田 雅紀）

ここの部分っていうのが言わば一番看護師さんの負担軽減であると思うんですね、音声認識システム、要するに操作の必要がないということですよ、ですからこれをしっかり導入して、それに現場が慣れていただくとすごく負担軽減になると思うので、その部分はしっかりした投資だと思って頑張っていたきたいと思います。

それともう 1 点このイメージ図の方なんですけども、この右側のいろんな施設とかサービスとの連動というか、こういったのは大事だと思うのですが、実際にどれぐらい、何年後にこういったところを連携したりとか、そういう目途っていうのはありますか、特に介護事業所等との連携っていうのは、相手は制度が別なので、どういうふうにやっていくんだらうと心配しているところなんですけど、お願いします。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

先ほどの質問にお答えします。議員のおっしゃられるとおり、介護施設等についてはなかなかこれからのところがあるというのが正直なところがございます。ただまずは診療所が今回島後、それから島前が来年電カルの更新等々が予定されていると思っております。その中で、まずそういうところの連動ができるような形にしていきたいというふうに考えております。

特に、ここにありますシステムなんですけども、ソフト事業の方のモコナビ RDS というのを伝えますと、医療情報自体が保存されるわけではなくて、いろんなことを見ることができる。保存すると、セキュリティ的に大変なので、そういう形でいろんなことが連動できる部分に関しては、そんなに大きい費用ではないんですけども、そういうところできていることを今後検討していく必要があるかなと思っております。すぐすぐ来年とかではなくて、やっぱりここについては、まず積極的に対応しながら、そういう介護施設等とも話をしていきたいというふうに考えております。

○12 番（吉田 雅紀）

ありがとうございます。こういったシステムは次々開発を競争でやっていって、うちへどうぞうちへどうぞと費用も下がってくると思うので、よくよく注視して活用をお願いします。以上です。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○6番（西尾 幸太郎）

PHS からスマートフォン切り換えという話なんですけど、これまでは通話機能だけだったのが、アプリの操作等が入ってくるということで、現場での例えばトラブル等が、スマートフォンなんかもある程度安定稼働してるんで、機械的なトラブルが少ないのかなと思うんですけど、ソフトウェア側の、例えばトラブルが発生した時の、現場でのサポート体制みたいなところは、どういうふうに考えていますか。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

これにつきましても、スマートフォンの導入、他の機器もいろいろ検討した中で、業者とも話をしながら、そういったサポート体制はどこがっていうところもあわせてやっております。臨時的緊急的な場合の対応もできるような形は取っていくという話をこの中では説明しておりませんが、そういう対応も業者と話をしながらやっていこうという形になっております。

○6番（西尾 幸太郎）

これは新規導入になりますので、現場の方がトラブルで医療行為が遅延しないように、そういった体制に関しても今後しっかりしていただきたいと思うんですけど、今後こういうシステムなんかはどんどん新しく導入されると、現場の方でその専門的な対応をする人材であるとか、部署みたいなのが、病院は結構大きな組織になってきますので、そういったものの新設なんかもある程度検討しなきゃいけないのかなあと感じますが、そのあたりは、もし現状検討されているのであればどういう状況か教えてください。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

はい、ありがとうございます。そこをまだ具体的には検討しておりません。既存の課の中でどうできるかっていうところで検討しているところであり、今後医療 DX、先ほど言いました3か年でやっていく中で、どんどん専門性が出てくるのが予想されております。そういう中で体制等を検討していきたいというふうに思います。

○6番（西尾 幸太郎）

今後、専門的な知識を有するスタッフが、やはり常設配置が求められるところも出てくるとは思いますので、現状の職員さんの教育も含めて、そういった人材をどう確保していくのか、どう設置していくのかっていうところはしっかり検討していただきたいと思います。

○8番（池田 賢治）

先ほどのカラーの資料で、吉田議員が言われたことと関連しますけども、システムの右側の遠隔医療がありますね、大学病院とそれからオンラインですね、今年我々の広域連合の五島へ

行政視察に行った時も、このオンラインの診療というか、遠隔でやっているのが、非常に高度な技術で皆さんやっておられます。せっかくここにあるものですので、この診療所も含めて、こういう遠隔診療については、まだずっと将来のことなんですか、もうそろそろ検討されてもいいことないかなというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

ありがとうございます。実はこの遠隔診療につきまして、今まずできる形というのは、本土の大学病院と隠岐病院を結んで、隠岐病院に患者さんが来て隠岐病院の医師が対応してやるという形、まずできることからやるっていうのはその流れからです。これを逆に島内でも、島前でもそういう形ができるかなと思っております。

現在島前病院から、島前地域からうちの一診療科に応援に来ている先生が、この前もやっぱり欠航した時に同じような形をさせていただいております。まずそういう形をやりながら、本当のオンラインのところで言うところの患者さんが家において、病院という形でなかなかやはりまだ、比較的の高いかなと思っております。そういうところについて、島内であれば診療所と隠岐病院、それから島前もというような、つなげていく形で患者さんに負担のない対応をしていきたい、これはある程度計画を立てております。

実は、今回隠岐の島町の方に企業版ふるさと納税で、そういう遠隔診療に使えるシステムが隠岐の島町に寄贈がありました。これについてどこが使えるかというところで隠岐病院の方が、それを導入するという形で対応していくと、これについてはもう早いところで進めていきたいというふうに考えております。

○8番（池田 賢治）

ありがとうございました。全国的に医者不足ということもありますので、この件については、こういうのはどんどん検討していただきたいなと思います。

それともう1点同じこのカラー版で、左側に支払基金等がありますね、そうすると従来の今ある医事会計のところ、診療報酬なんかを集計したものを支払基金が査定するわけですけども、このラインの手間が省けるということですか。医事会計のところの手間が。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

ここはデータの連動という形になりますので、あくまでも病院の方でという形は変わらないです。これについては、今も一応医療費支払いの時に、クレジット等を使えるような形でも検討して、何かそういう部分を広げていくことは、そこは今後の一つの検討課題かなと思ってます。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○9番（前田 芳樹）

今池田議員が指摘されたことと一緒にですけどね。私が言いたかったけど、池田さんが先言ってしまったけれども、この62ページの右の上、遠隔診療ですね、これ離島医療の弱点です

からね、これは今後しっかりできるだけ早く取り組んでいくべきことだろうと思います。

それで、この今の説明では、この絵は描いているけども、具体的なスケジュールの部分はどうだろうか、ちょっと説明していただけますか。時間的なスケジュールです。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

今回は、イメージ図という形で提案させていただきましたけれども、3か年計画でこれを推進していく形で考えております。

これにつきましては、2月の新年度予算の時に、今後の計画を含めて、詳細なものを、今ある程度できているんですが、そこで予算に合わせて出したいと思っておりますけれども、今の時点のところもありますけど、とにかく、そういうところで説明できればなというふうに思っております。

○9番（前田 芳樹）

まさに期待しているわけですが、しっかり取り組んでいただきたいと思うところです。もう1点ね、診療所と中核病院の隠岐病院とのカルテのオンライン化というのは、どんな見込みでしょうか。

○番外（齋賀事務局長）

診療所の電子カルテについては、先ほど齋藤副院長の方から説明があったとおり、来年度更新を予定しております。

現在、隠岐島前病院と、どういったシステムにするかというところを少し調整をしながら進めていきたいというふうに考えておりますが、隠岐病院が導入した電子カルテの診療所版というのが、非常に導入が難しい、同じような連携するシステムにしようとするれば、一診療所、億単位の費用がかかるという状況にありますので、これについては、別システムでの導入になりますが、様々なデータ連携について、どういった形で連携ができるかというところを、現在、電子カルテの提案業者が複数社ございますので、そういったところと、どういったことができるかというところを今協議をしているところでございますので、なるべく様々な連携が安価でできるという、効率的に効果的な医療体制が整備できるような仕組みで導入したいというふうに考えているところでございます。

○9番（前田 芳樹）

まだまだ何か困難もあろうかと思いますが、診療所へ行くと、隠岐病院へ行きなさいと言いますよね、隠岐病院へ行きますと、診療所へ帰りなさいと言いますよね、その時のカルテが違うわけですよ。ですので、これは今後非常に大切な部分でありますから、しっかりと取り組んでいただきたいと存じます。以上です。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○8番（池田 賢治）

補正の内容で大体のところはわかったんですけども、このシステムを入れたことによって、

今概要に書いてある業務の効率化とか人材確保の目的だということがわかりますけども、この下にある、先ほどの説明で言うと、PROBE システム、これをすることによって、その効果ですね、医業収益が云々ということが書いてありますけども、この辺の収益に跳ね返る効果というのはどのくらいあるのですか。

○番外（原隠岐病院経営課長）

それでは PROBE システムの効果というところですが、このシステムを入れることによって、患者さんのベッドコントロールを効果的に、在院日数とか、1日当たりの患者さんの単価であったり、今後地域包括ケア病棟化を目指しますけども、どちらに移った方が、一般病棟なのか、地域包括ケア病床なのか、単価が違いますので、その辺のところをリアルタイムに、情報収集というか電カルに取り込んだものが、前々日の 12 時ぐらいに視覚的にデータとして見れるようになりますので、そういったところを毎日のベッドコントロール会議等を開くことによって、患者さんを効率的に動かして、年間できれば数千万円の増収というところを目標にしております。

○8 番（池田 賢治）

わかりました。これ入れることによって、入院の診療単価が上がることを期待して終わります。ありがとうございました。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 68 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)」から、議第 71 号「令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)」までの 4 案件について、一括して質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（野津診療所事務長）

それでは、議第 68 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、1 目・一般管理費・2 節・給料から、18 節・負担金補助及び交付金において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い、271 万円を増額するものでございます。続いて歳入につきましては、1 目・国保診療施設事業負担金において、隠岐の島町負担金を 271 万円増額するものでございます。

次に、総括といたしまして、歳入歳出それぞれ 271 万円を増額し、補正後の予算額を 1 億 2,688 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、議第 69 号「令和 6 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、1目・一般管理費・1節・報酬から、18節・負担金補助及び交付金において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い、551万5,000円を増額するものでございます。

続いて、歳入につきましては、1目・国保診療施設事業負担金において、隠岐の島町負担金を551万5,000円増額するものでございます。

次に、総括といたしまして、歳入歳出それぞれ551万5,000円を増額し、補正後の予算額を1億3,363万4,000円とするものでございます。

続きまして、議第70号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、1目・一般管理費・2節給料から、18節・負担金補助及び交付金において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い、581万9,000円を増額するものでございます。

続いて、歳入につきましては、1目・国保診療施設事業負担金において、隠岐の島町負担金を581万9,000円増額するものでございます。

次に、総括といたしまして、歳入歳出それぞれ581万9,000円を増額し、補正後の予算額を1億3,896万5,000円とするものでございます。

最後に、議第71号「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、1目・一般管理費・2節・給料から、18節・負担金補助及び交付金において、給与改定及び時間外手当の実績見込みに伴い、208万5,000円を増額するものでございます。

続いて、歳入につきましては、1目・国保診療施設事業負担金において、隠岐の島町負担金を208万5,000円増額するものでございます。

次に、総括といたしまして、歳入歳出それぞれ208万5,000円を増額し、補正後の予算額を6,604万5,000円とするものでございます。説明は以上でございます。

#### ○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第72号「令和6年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

#### ○番外（田中消防長）

それでは、議第72号「令和6年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明させていただきます。歳出からご説明いたします。

1款・総務費・1目・一般管理費におきまして、2節・給料1,269万9,000円の増、3節・

職員手当 784 万 1,000 円の増、4 節・共済費 156 万 6,000 円の増、これらにつきましては、給与改定及び児童手当制度改正に伴う増額でございます。10 節・需用費 31 万 8,000 円の増、これは本署に配備しております、はしご車のタイヤ劣化に伴う購入費でございます。18 節・負担金補助及び交付金 95 万 3,000 円の増、これは給与改定に伴う退職手当負担金の増額によるものでございます。従いまして、総務費合計 2,337 万 7,000 円を増額するものでございます。

続きまして、2 款・事業費・1 目・島前分署施設整備費におきまして、12 節・委託料 255 万 4,000 円の増、これにつきましては、用地造成工事における盛土範囲の拡大及びそれに伴う検査業務が増加し、積算監理業務の委託料が増えたものでございます。14 節・工事請負費 2,600 万円の増、これにつきましては、用地造成工事における盛土範囲の拡大及び出水対策に伴う用地造成工事費の増額でございます。従いまして、事業費合計 2,855 万 4,000 円を増額するものでございます。

続きまして歳入でございます。1 款・分担金及び負担金・1 目・消防事業負担金でございますが、構成団体負担金を 2,337 万 7,000 円増額いたします。負担金の内訳につきましては、説明欄の表のとおりでございます。

2 目・施設整備負担金でございますが、2,855 万 4,000 円増額いたします。西ノ島町の負担金が 100%となっております。

総括いたします。歳入歳出ともに 5,193 万 1,000 円を増額いたしまして、補正後の予算を 14 億 8,332 万 3,000 円とするものでございます。

続きまして、隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の庁舎整備に関する事業繰越について、ご説明いたします。

初めに資料の訂正をお願いいたします。69 ページでございます。2.事業費の○科目のところでございますが、島前分署施設整備費及び海士出張所施設整備費ともに、括弧内の 1 款・総務費を 2 款・事業費に、2 項・消防事業費を、1 項・消防事業費にそれぞれ訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは説明に入ります。経過といたしまして、令和 6 年第 1 回議会臨時会におきまして、各事業費の補正を行ったところでございますが、両施設とも当初予定しておりましたスケジュールより遅延していることから、用地造成工事積算監理業務及び用地造成工事の年度内の工事完了が困難であるため、令和 7 年度に繰越すものであります。

なお、島前分署施設整備費における増額補正につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。繰越額につきましては、1 目・島前分署施設整備費の用地造成工事積算監理業務が 1,005 万 4,000 円、同じく用地造成工事が 9,000 万円の繰越し、2 目・海士出張所施設整備費の用地造成工事積算監理業務が 1,354 万 5,000 円、同じく用地造成工事が 4,800 万円の繰越しでございます。

造成工事の事業完了予定日でございますが、島前分署が令和 7 年 12 月 31 日、海士出張所が令和 7 年 9 月 30 日でございます。以上で説明を終わります。



○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ここで、16時20分まで休憩いたします。

（本会議休憩宣告16時09分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告16時19分）

**日程第8. 討論**

日程第8. これより「討論」を行います。

議第57号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」から、議第72号「令和6年度消防事業特別会計補正予算（第3号）までの16案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、討論を終わります。

**日程第9. 採決**

日程第9 これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第57号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」から、議第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」までの7案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第57号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」から、議第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」までの7案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第64号「財産の取得の変更について（隠岐病院総合医療情報システム）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって、議第 64 号「財産の取得の変更について（隠岐病院総合医療情報システム）については原案のとおり可決されました。

次に、議第 65 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」についてから、議第 72 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算(第 3 号)」までの 8 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって、議第 65 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)」についてから、議第 72 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算(第 3 号)」までの 8 案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 1 6 時 2 2 分)

池田広域連合長より、閉会の挨拶がございます。

○ **番外 池田広域連合長**

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、副広域連合長の選任同意案をはじめ、条例案件 5 件、補正予算案 9 件の 15 案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

議員各位におかれましては、ご健勝にて、ご家族の皆様、地域の皆様、おそろいの上、穏やかな新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○ **議長（石田 茂春）**

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。

本年も残すところ後わずかとなりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意され、つつがなく新年を迎えますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和 6 年第 2 回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 1 6 時 2 4 分)